

第 1 法人税基本通達関係

1 組織再編成

【改正の概要】

令和 6 年度の税制改正において、現物出資について、次の見直しが行われた。

- (1) 適格現物出資の対象となる現物出資から、被現物出資法人である外国法人に無形資産等の移転を行う一定の現物出資が除外された（法 2 十二の十四）。

無形資産等とは、内国法人の次の資産で、その資産の譲渡若しくは貸付け又はこれらに類似する取引が独立の事業者の間で通常取引の条件に従って行われるとした場合にその対価の額が支払われるべきものをいう（令 4 の 3 ⑩）。

イ 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用权を含む。）

ロ 著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）

- (2) 現物出資により移転する資産又は負債が国内資産等又は国外資産等のいずれに該当するかは、内国法人の本店等若しくは外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る資産若しくは負債又は内国法人の国外事業所等若しくは外国法人の本店等を通じて行う事業に係る資産若しくは負債のいずれに該当するかによることとされた（法 2 十二の十四）。